

令和2年度 東伊豆町住民福祉対策(敬老祝商品券)事業取扱要領

1. 目的

当町経済は、長引く景気等の低迷により、あらゆる産業が停滞しています。

その中、東伊豆町では敬老祝金を「商品券」で支給することにより、町内の事業所での消費機会を拡大させ、町内の景気浮揚を図ります。

2. 発行者・委託者

発行者 東伊豆町商工会（東伊豆町サービス店会）

委託者 東伊豆町住民福祉課

3. 方法

「東伊豆町敬老祝商品券」事業

(1) 支給日

町より対象者へ郵送

(2) 支給「商品券」

東伊豆町商工会（東伊豆町サービス店会）発行の額面1,000円の「商品券」

(3) 「商品券」でのお買物期間及びお買物が出来る事業所

令和2年10月1日（木）～令和3年3月20日（土） 約6ヶ月間

プリカ法適用により、期限切れ商品券については使用できません。

東伊豆町の大型店（マックスバリュ等）を除く、地域商品券参加店でお買物や飲食の支払いでのご利用となります。

原則としてつり銭は出しません。

4. 取扱店の「商品券」の換金日及び換金手数料

(1) 換金日 毎月10日・25日 午前9時～午後3時まで

最終換金日は令和3年3月25日（木）

（土・日、祝祭日の場合は翌日）

※換金日以外でも、事前に連絡を頂ければ調整します。

(2) 換金方法 商品券の裏面の引換店名欄に、事業所名の記入又はゴム印を押して、東伊豆町商工会館内窓口にて換金して下さい。

(3) 換金手数料 換金手数料はありません。
額面金額を小切手（静中・三信）で精算します。

5. 利用期限の厳守について

利用期限については令和3年3月20日（土）を厳守して下さい。